

土壤汚染対策法の概要

目的

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

調査

①有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき（第3条）

- 操業を続ける場合には、一時的に調査の免除を受けることも可能（第3条第1項ただし書）
- 一時的に調査の免除を受けた土地で、900㎡以上の土地の形質の変更を行う際には届出を行い、都道府県知事の命令を受けて土壤汚染状況調査を行うこと（第3条第7項・第8項）

②一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第4条）

- 3,000㎡以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合に届出を行うこと
- 土地の所有者等の全員の同意を得て、上記の届出の前に調査を行い、届出の際に併せて当該調査結果を提出することも可能（第4条第2項）

③土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第5条）

④自主調査において土壤汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請できる（第14条）

①～③においては、土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事に報告

土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合

区域の指定等

○要措置区域（第6条）

汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

- 土地の所有者等は、都道府県知事の指示に係る汚染除去等計画を作成し、確認を受けた汚染除去等計画に従った汚染の除去等の措置を実施し、報告を行うこと（第7条）
- 土地の形質の変更の原則禁止（第9条）

○形質変更時要届出区域（第11条）

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）

- 土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事に届出を行うこと（第12条）

汚染の除去が行われた場合には、区域の指定を解除

汚染土壤の搬出等に関する規制

○要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土壤の搬出の規制（第16条、第17条）

（事前届出、計画の変更命令、運搬基準の遵守）

○汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務（第20条）

○汚染土壤の処理業の許可制度（第22条）

その他

○指定調査機関の信頼性の向上（指定の更新、技術管理者*の設置等）（第32条、第33条）

○土壤汚染対策基金による助成（汚染原因者が不明・不存在で、費用負担能力が低い場合の汚染の除去等の措置への助成）（第45条）

（※）指定調査機関は技術管理者を置く必要があり、この者の指導・監督の下、調査を実施する。技術管理者は国家試験に合格し一定の実務経験を有する必要があり、資格更新のため更新講習を修了することが必要

(参考)

土壤汚染対策法第4条第1項に基づく 土地の形質の変更の届出について

平成22年5月1日以降に3,000㎡（令和元年5月1日以降に着手する有害物質使用特定施設が設置されている事業場の敷地等については900㎡）以上の土地の形質の変更を行う場合は、土壤汚染の有無にかかわらず、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに土地を所管する保健所（松山市内は松山市）への届出を行わなければなりません。

（土壤汚染対策法第4条第1項）

○土地の形質の変更の届出に関する留意事項

- ・「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、土壤汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえ、いわゆる掘削と盛土の別を問わず、土地の形質の変更の部分の面積が3,000㎡（又は900㎡）以上あれば、届出が義務付けられます。
- ・同一の事業計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、当該個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して3,000㎡（又は900㎡）以上となる場合は、まとめて一の土地の形質の変更の行為とみて届出の対象となります。

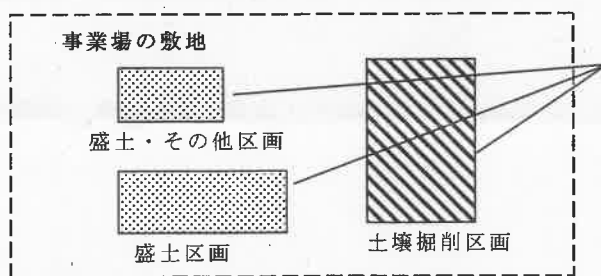
（平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号
環境省水・大気環境局長通知）

【概念図】

土地の形質の変更：土地の形状を変更する行為全般であり、「掘削」と「盛土・その他」に分ける。
「その他」とは、土壤の移動を伴わない土地の形質の変更のこと。

【例】アスファルトの敷設や更新

面積の算定：一連の事業計画における掘削部分と盛土・その他部分の面積を合計



一体とみなされる土地の形質の変更について、掘削部分と盛土・その他部分の面積の合計が3,000㎡（又は900㎡）以上となる場合、届出対象となります。

※届出の対象とならない土地の形質の変更

1 盛土・その他のみ行う場合

一部でも掘削を伴う場合は、盛土・その他区画を含めた面積が3,000㎡（又は900㎡）以上となれば、届出の対象となります。

2 次のすべてに該当する場合

- ① 形質の変更の対象となる土地の区域外へ土壤の搬出を行わない。
- ② 形質の変更に伴い土壤の飛散又は流出が生じない。
- ③ 形質の変更部分の深さ（掘削深度）が最大50cm未満である。

土壤汚染対策法に関する問い合わせ先

【届出に関する相談・提出先】

その土地を所管する各保健所へ。(松山市内を除く)

保健所名	住所等	所管市町
四国中央保健所 衛生環境課	〒799-0404 四国中央市三島宮川4-6-55 TEL : 0896-23-3360 FAX : 0896-28-1043 shikoku-hoken@pref.ehime.lg.jp	四国中央市
西条保健所 環境保全課	〒793-0042 西条市喜多川796-1 TEL : 0897-56-1300 FAX : 0897-56-6713 tou-kankyo@pref.ehime.lg.jp	新居浜市、西条市
今治保健所 環境保全課	〒794-8502 今治市旭町1-4-9 TEL : 0898-23-2500 FAX : 0898-23-2531 ima-kankyo@pref.ehime.lg.jp	今治市、上島町
中予保健所 環境保全課	〒790-8502 松山市北持田町132 TEL : 089-941-1111 FAX : 089-909-8392 chu-kankyo@pref.ehime.lg.jp	伊予市、東温市 久万高原町、松前町、 砥部町
八幡浜保健所 環境保全課	〒796-0048 八幡浜市北浜1-3-37 TEL : 0894-22-4111 FAX : 0894-22-0631 yaw-kankyo@pref.ehime.lg.jp	八幡浜市、大洲市、西予市、 内子町、伊方町
宇和島保健所 環境保全課	〒798-8511 宇和島市天神町7-1 TEL : 0895-22-5211 FAX : 0895-24-6806 nan-kankyo@pref.ehime.lg.jp	宇和島市、松野町、鬼北町、 愛南町

【法の運用全般について】

愛媛県県民環境部環境局環境政策課

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2

TEL : 089-912-2350 FAX : 089-912-2344 E-mail : kankyou@pref.ehime.lg.jp

※松山市内については松山市役所までお問い合わせください。

(担当) 松山市役所環境指導課

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2

TEL : 089-948-6441 E-mail : kankyok@city.matsuyama.ehime.jp